

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究

<実施主体名>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<調査研究報告書の概要>

1. 事業実施目的

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護の環境改善・体制強化、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられた。また、先行研究では、調査の対象が一時保護所内の子どもにとどまっていることが多く、委託一時保護の子どもを含めた実態は明らかとなっていない。

本事業は、一時保護所の取組及び一時保護されている子ども（委託一時保護の子どもを含む）の実態を明らかにするとともに、適切に一時保護が進められるよう、一時保護の体制強化を含め、一時保護の手続き等に関して現場の意見を集約し、今後検討される「一時保護の在り方」の議論のための基礎的なデータを収集することを目的とする。

2. 事業実施目的

(1) 検討委員会の開催

有識者からなる検討委員会を4回開催し、調査の設計から考察まで幅広く助言をいただいた。

(2) 児童相談所や一時保護所への一時保護に関する実態調査

児童相談所に対して、一時保護措置開始から解除までのプロセスや手続に関するアンケート調査、一時保護所に対して、子どもの権利擁護等に関するアンケート調査を実施した。また、2か所の一時保護所に対して、ヒアリング調査を実施した。

(3) 社会的養護関連施設への委託一時保護に関する実態調査

社会的養護関連施設等に、委託一時保護の受入れ実態や課題を把握するため、アンケート調査を実施した。また、3か所の児童養護施設等にヒアリング調査を実施した。

(4) 児童相談所・一時保護所職員の意見交換会の開催

19名の職員が参加し、一時保護措置開始から解除までのプロセスや手続、一時保護所の子どもの権利擁護等に関して意見交換会を実施した。

3. 事業実施結果

本事業の全国調査において、児童相談所の一時保護の措置開始から解除までの過程の現状や課題、一時保護所における子どもの権利擁護の取組みの現状や課題を把握することができた。また、今回新たに委託一時保護先の児童福祉施設や里親・ファミリーホーム、医療機関に対して調査を行うことで、これまで十分に明らかにされていなかった委託一時保護の現状と課題を明らかにすることができた。この結果を報告書としてとりまとめ、弊社ホームページで公表を行った。